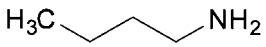
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　⑴　屈折率　n_D^{25}＝1.526～1.532
⑵　比重　0.961～0.967
定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑴により定量する。
第２添加物の部Ｄ成分規格・保存基準各条の項アタノールの目の次に次の１目を加える。

ブチルアミン

Butylamine



$C_4H_{11}N$　　分子量　73.14
Butylamine　［109―73―９］
含　　量　本品は，ブチルアミン（$C_4H_{11}N$）99.0%以上を含む。
性　　状　本品は，無～黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。
確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。
純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.398～1.404
⑵　比重　d_{25}^{25}＝0.732～0.740
定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。ただし，カラムは，内径0.25～0.53㎜，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを0.25～１μmの厚さで被覆したものを使用する。
第２添加物の部Ｆ使用基準の項フェニル酢酸エチルの目の次に次の１目を加える。
フェネチルアミン
フェネチルアミンは，着香の目的以外に使用してはならない。
第２添加物の部Ｆ使用基準の項アタノールの目の次に次の１目を加える。
ブチルアミン
ブチルアミンは，着香の目的以外に使用してはならない。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６１３号
静岡市清水区長崎南町１番１号　グランベールイナバ101号室、旧住所静岡市清水区殿沢２丁目２番６号
債務者　秋山　武久
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５６号
仙台市宮城野区東仙台１丁目５番35号、住民票上の住所仙台市泉区桂４丁目５番地の９
債務者　畠山　信彦
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
福島県二本松市油井字川口１番地１　雇用促進住宅あだち宿舎２号棟506号
債務者　浅野　浩二
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉持　　恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４６１号
山梨県北都留郡丹波山村2849番地
債務者　青柳　秀和
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１４号
神戸市北区山田町下谷上字門口６番地の16
債務者　岩本　憲治
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　哲朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８９号
高知市宝永町４番24号
債務者　國澤　茂男
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山原　和生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４２号
大阪府岸和田市土生町1540番地の３サニーハイムニシダⅡ３号、前住所大阪府貝塚市半田309番地６
債務者　戸床加代子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３４号
大阪府泉佐野市中町３丁目２番46号、前住所大阪府柏原市片山町17番13号
債務者　唐金　純子（旧姓福留）
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
大阪府貝塚市堤208番地２
債務者　田口　貴子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３９９号
奈良市大宮町２丁目３番11―1008号
債務者　森高　千晶（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　﨑田　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１７号
愛知県春日井市穴橋町２丁目４番地１
債務者　片岡　繁男
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝田　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部